(二)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯域、(2)の帯域又は(3)の帯域が重複する場合は、この限りでない。

第一項第四号(一)の表中「(注)」を「(注1)」に改め、同表の注を同表の注1とし、同表の注に次のように加える。

2　一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

(二)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯域、(2)の帯域若しくは(3)の帯域又は当該搬送波のチャネル間隔に応じた第三号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

第一項第五号(二)(1)の表中「(中継を行うものであって、陸上移動局と通信を行う場合にあっては、二〇〇ミリワット以下)」を「(注1)」に、「(注1)」を「(注2)」に、「(注2、注3)」を「(注3、注4)」に、「(注3)」を「(注4)」に改め、同表の注3を同表の注4とし、同表の注2を同表の注3とし、同表の注1を同表の注2とし、同表の注に注1として次のように加える。

注1　中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第二項第二号(一)に次のように加える。

(5)　(1)から(4)までの複数の搬送波を一の送信装置から同時に発射するもの

ア　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値を満たすこと。

イ　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関する(1)から(4)までの許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域と他の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域が重複する場合にあっては、当該一の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値又は当該他の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値）を満たすこと。

第二項第三号中「強度」の下に「の許容値」を加え、同号(一)の表に次のように加える。

注　一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(二)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯域、(2)の帯域又は(4)の帯域が重複する場合は、この限りでない。

第二項第四号(一)の表中「(注)」を「(注1)」に改め、同表の注を同表の注1とし、同表の注に次のように加える。

2　一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

(二)　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯域、(2)の帯域若しくは(3)の帯域又は当該搬送波のチャネル間隔に応じた第三号(一)(1)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

第二項第五号(二)(1)の表の注3を次のように改める。

3　再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置のうち、一の搬送波を発射するものにあっては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射するものにあっては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

第二項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

○法務省告示第二百六十号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年八月二十二日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。